

山梨県産業集積促進助成金交付細則（H20改正）

この細則は、山梨県産業集積促進助成金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第1 用語の意義について

この細則における用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

第2 増加する常時雇用労働者について

要綱第4条第1項第1号ウの増加する常時雇用労働者の数（以下「増加雇用労働者数」という。）には、県内既存工場等から移動した従業員は含めない。

ただし、新たな工場等に配属させることを目的として操業開始前に採用し、研修等のため県内既存工場等に配属させていた者であることを知事が認める者は増加雇用労働者数に含めるものとする。

- 2 前項の採用開始前とする採用期間は、要綱第5条第1項に規定する認定事業として知事の認定を受けた立地事業のために要する土地の取得日又は借地権の設定日から操業開始の日とする。

ただし、立地事業が要綱第4条第3号に該当する場合、当該立地事業が知事の認定を受けた日から操業開始の日とする。

- 3 立地事業を行う者の従業員であって、県外で雇用されていた者を県内の工場に移転させた場合には、増加雇用労働者数と認める。

第3 県内から新たに雇用する者について

要綱第4条第1項第1号ウの県内から新たに雇用する者とは、本人が雇用される日を基準として、本人又は2親等以内の親族又は姻族が、引き続き3ヶ月以上山梨県内に住所を有している者とする。（操業開始前に採用した者であっても、新たな工場等に配属させることを目的として採用した者であることを知事が認める者を含む。）

- 2 前項の引き続き3ヶ月以上山梨県内に住所を有しているとは、山梨県内のいずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている期間が3ヶ月以上であることとする。

第4 市町村が別に定める助成制度について

要綱第4条第1項第1号エの助成制度とは、県が交付する助成金の額の5分の1以上の額を助成金として製造業等の立地事業を行う者に交付することとなる助成制度とする。

なお、所在市町村が、事業認定申請書の経由時に、当該助成制度を有していなくても、認定事業者が操業を開始する日までに、当該助成制度を定める旨を所在市町村の長が確約した場合は、当該助成制度を有しているものとする。

ただし、山梨ビジネスパーク立地促進奨励金及び山梨県企業立地促進奨励金に関

連して既に制度化されている助成制度は除く。

- 2 要綱第4条第1項第1号エの助成制度が、立地事業の操業開始の日前までに定められていない場合には、当該立地事業について産業集積促進助成金の交付対象としないものとする。

第5 再度の事業認定について

要綱第5条第1項の事業認定を再度受けようとする者は、前回認定を受けた事業の操業開始の日から3年を経過しなければ事業認定申請を行うことができないものとする。

第6 助成金の端数処理について

要綱第10条第1項各号に定める助成金の額の計算において、千円未満の端数が生じた場合には千円未満を切り捨てた額を助成金の額とする。

第7 助成金の交付決定について

要綱第13条の交付決定は、交付申請があった後に予算の議決を経て行う。

第8 助成金の支払い請求の時期について

助成金の支払い請求(様式第12号)は、要綱第13条の交付決定の通知を受けた日から起算して、15日以内に行わなければならない。

第9 計算

要綱における期間の計算又は親等の計算は民法の例による。

第10 この細則に疑義が生じた場合は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この細則は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

ただし、同日までに要綱第5条に定める事業認定を受け、かつ、土地又は借地権を取得済の者については、この細則は、同日以後も、なおその効力を有する。